

これからの大学教育等の在り方について (第三次提言素案)

はじめに

教育再生は、個人の能力を最大限引き出し、一人一人が国家社会の形成者として社会に貢献しながら自己実現を図り、より良い人生を生きられる手立てを提供するという教育の機能が十分果たせるようにする改革です。その実現には、教育を集大成し社会につなぐ大学の役割は決定的に重要です。知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会にあっては、大学が担うべき役割が一層大きくなっており、その教育・研究機能を質・量ともに充実していく必要があります。

各国が高等教育を重視し規模を拡大する一方、日本は、国際的に見て社会人入学や外国人留学生が少ないなどの影響もあり大学進学率は低く、社会人の学び直しの機会も限られています。高等教育に対する公財政支出は、国際水準に比して低く、国私立間格差も大きい現状があります。また、大学のグローバル化の遅れは危機的状況にあります。大学は、知の蓄積を基としつつ、未踏の地への挑戦により新たな知を創造し、社会を変革していく中核となっていくことが期待されています。我が国の大学を絶えざる挑戦と創造の場へと再生することは、日本が再び世界の中で競争力を高め、輝きを取り戻す「日本再生」のための大きな柱の一つです。

大学の機能強化の取組に当たっては、国家戦略として中長期的展望に立ち、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、世界に打って出たり、外国人を迎え入れて交流したりすることのできる人材を育成していくことが重要です。このため、初等中等教育から高等教育までの一貫した取組、文理共通したりベラルアーツの充実、日本文化についての深い理解が求められます。また、「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」など、大学教育の質・量の充実を図る中で、それぞれの大学が持つ強みを活かしつつ、大学の多様性や地域の特性を踏まえた取組が行われる必要があります。同時に、産学官の連携・協力を始めとする社会総がかりの取組が必要であり、国及び地方公共団体には産学官協働での人材育成プラットフォームづくりの推進が求められます。

このような考えの下、国家戦略として直ちに取り組むべき方策について提言します。政府においては、平成 29 年までの 5 年間で「大学改革実行集中期間」と位置づけ、速やかに具体的な政策立案に向けた検討を行い実行するとともに、進捗状況を定期的に検証し説明責任を果たしていくことを期待します。また、本会議としても、教育再生の観点から責任をもって進捗状況を確認し、提言の確実な実行を担保していきます。なお、高大接続や大学入試の在り方など大学改革に関する他の課題は、引き続き検討します。

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。

- 日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質・量ともに充実したりできるよう、国は、海外のトップクラスの大学の教育ユニット（教育プログラム、教員等）の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリー¹の提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。
- 大学は、優秀な外国人教員の増員や教員の流動性の向上のため、年俸制を始め、教員の能力等に応じた新しい給与システムの導入を図る。また、日本人教員の語学力、特に英語による教育力を向上させ、英語による授業比率を上げる。外国人教員の生活環境の整備・支援（英語による医療、子どもの教育、配偶者の就労支援等）、大学事務局の国際化などトータル・サポートのための体制を整備する。
- 大学等は、外国の大学や現地企業等との連携により海外キャンパスの設置を進め、海外における魅力ある日本の教育プログラムの実施を図る。国は、日本の大学等の積極的な海外展開による国際連携を拡大するため、制度面・財政面の環境整備を行う。また、競争的資金²について、その特性に応じ、日本人の海外における研究活動の支援を促進できるよう努める。
- 国は、大学のグローバル化を大きく進展させてきた現行の「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル 30 事業）」等の経験と知見を踏まえ、外国人教員の積極採用や、海外大学との連携、英語による授業のみで卒業可能な学位課程の拡充など、国際化を断行する大学（「スーパーグローバル大学」（仮称））を重点的に支援する。国際共同研究等の充実を図り、今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上をランクインさせるなど国際的存在感を高める。

¹ 複数の大学の共同による学修プログラム修了者に対して授与される共同で単一の学位

² 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

- 国は、各大学がグローバル化に対応した教育方針を策定・公表し、グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点としての役割を果たしていくための積極的な取組を支援する。
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
- 大学は、大学入試や卒業認定におけるTOEFL等の外部検定試験の活用、英語による教育プログラム実施等の取組を進め、学生に実践的英語力を習得させ、海外留学に結びつける。外部検定試験については、大学や学生の多様性を踏まえて活用するものとする。また、英語力の優秀な学生には更なる語学の習得も重要であり、例えば、東アジアにおけるグローバル化への対応として、実践的中国語等の習得を目指すことなども有用である。
- 大学は、海外の大学との交換留学や単位互換を進めるとともに、秋入学やクォーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図る。国は、大学における海外でのインターンシップの実施促進や単位認定の促進など、学生が海外で活躍するための取組を支援する。
- 国は、企業や個人等との協力による留学費用の支援のための新たな仕組みを、寄附促進の仕組みも含め創設し、秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含め、日本人学生・生徒の短期、長期の海外留学に対する支援を抜本的に強化する。また、地方公共団体においても、留学費用の支援に関し企業や個人からの多様な支援が得られるよう体制を整備する。
- 産業界及び国は、企業や国家公務員の採用において留学経験を有する学生を積極的に採用するとともに、秋入学等に伴う採用試験、資格試験の実施時期等の見直しを行う。また、採用後も意欲のある者が進んで留学できるよう、留学経験の積極的な評価を行うなど促進に努める。
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続きの共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築する。また、英語による授業、日本語教育、宿舍整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業への就職支援を充実・強化する。国は、重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化する。企業は、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。

③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。

- 国は、小学校の英語学習の抜本的拡充（実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等）や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。国、地方公共団体は、少人数での英語指導体制の整備、JETプログラムの拡充等によるネイティブ・スピーカーの配置拡大、イングリッシュキャンプなどの英語に触れる機会の充実を図る。

- 国は、英語教員の養成に際してネイティブ・スピーカーによる英語科目の履修を推進する。国及び地方公共団体は、英語教員がTOEFL等の外部検定試験において一定の成績（TOEFL iBT80 程度等以上）を収めることを目指し、現職教員の海外派遣を含めた研修を充実・強化するとともに、採用においても外部検定試験の活用を促進する。

- 国は、グローバル・リーダーを育成する先進的な高校（「スーパーグローバルハイスクール」（仮称））を指定し、外国語、特に英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援する。国は、国際バカロレア認定校³について、一部日本語によるディプロマ・プログラム⁴の開発・導入を進め、大幅な増加（16校→200校）を図る。国及び地方公共団体は、高校生の海外交流事業や短期留学への参加を積極的に支援する。日本人学校において、現地の子どもを積極的に受け入れ、日本語教育や日本文化理解の促進に努める。

④日本文化の理解促進や特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- 日本人としてのアイデンティティをもってグローバル化に対応するため、初等中等教育及び高等教育を通じて、国語教育や我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を充実する。国は、海外の大学に戦略的に働きかけるなどして、海外における日本語学習や日本文化理解の積極的な促進を図る。

- 大学等の教育機関、地方公共団体が本提言に示すようなグローバル化に対応した教育環境を整備する上で効果が期待される場合には、国は、必要な規制改革や支援措置を講じる。その際、産業競争力会議において議論されている「国家戦略特区」（仮称）を活用した取組を国が支援することも考慮する。

³ 国際バカロレア機構（スイス・ジュネーブに本部を置く1968年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。）により、同機構が定める教育プログラムを実施する教育機関として認定を受けた学校

⁴ 2年の履修期間を経て最終試験に合格すると、世界各国で幅広く大学入学資格として認められるプログラム。現在、英語、フランス語、スペイン語（一部、ドイツ語、中国語でも実施可）で授業、試験が行われている。

2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める。

イノベーションの創出には、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備え、新たな付加価値を生み出していく人材の育成が必要です。その際、ライフサイエンス分野を含む理工系分野をこれまで以上に強化することは欠かせません。大学は、こうした人材育成を担うとともに、産学連携による持続的なイノベーションを創出し、我が国の成長を牽引していくことが重要です。このため、重点的な人材育成が求められる分野については、その充実に向けて、規制改革を含め必要な環境整備が求められます。

- 技術と経営を俯瞰できる人材の育成を図るため、国は、大学における文理横断型プログラム開発を支援するとともに、全ての学生が文系理系双方の基礎知識を習得する取組を促進する。また、自然科学・人文社会科学の基礎的素養、考える力、表現力など幅広い素養、さらには芸術等の文化的素養を育成するため、教養教育を充実する。
- 国は、イノベーション創出人材の効果的な育成の観点から、10～20年後を見据えて必要となる理工系人材の分野や構成、求められる能力等について、大学等、産業界、行政が共有し、それぞれの責任と役割を踏まえた戦略的な育成を図るための「理工系人材育成戦略」（仮称）を策定する。また、国や地方公共団体が設置する「産学官円卓会議」（仮称）において同戦略を推進する。
- イノベーションの中核を担う理工系分野を一層強化するため、国は、各大学の強みや特色、「理工系人材育成戦略」（仮称）を踏まえ、教育・研究組織の再編成や整備を支援する。また、大学の多様な先端的基礎研究への支援を充実する。
- 若者の起業家精神を育むとともに、世界で活躍できるビジネスパーソンを日本発で育成するため、国は、経済・経営系を中心とした学部・大学院のカリキュラムの大胆な転換、教育機能の強化を促進する。
- 大学は、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築など大学院教育を充実するとともに、幅広い人材の交流による新たな発想からイノベーションが創出されるよう大学院入試の在り方の見直しを図る。また、テニユア・トラック制⁵の普及・定着、研究費や研究スペースの十分な確保など若手研究者の研究環境を整備する。さらに、産学官の連携を図り、産業界、国は博士課程修了者を積極的に採用し活躍の場を設け、大学は多様なキャリアパスの開発・開拓と実社会にマッ

⁵ 若手研究者が、審査を経て安定的な職を得る前に任期付きで自立して研究経験を積む仕組み

とした大学院教育を行うよう、それぞれが責任を果たす。

- 産学が一体となって新産業の創出を図るため、国は、研究開発の事業化やこれを目的とした投資会社及び大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能とするなど、制度面の整備を行う。また、大学は、企業の技術開発部門との人事交流や、企業人の学び直しを通じて、研究者と企業の連携による事業化のマネジメントができる人材の育成を図る。特に地方においては、研究開発の拠点としての機能を強化する。
- 国及び地方公共団体は、初等中等教育段階から理数教育を強化するため、専科指導や少人数教育、習熟度別指導のための教員配置や設備等を充実するとともに、スーパーサイエンスハイスクール、科学の甲子園等の総合的な取組を推進する。国は、全国学力・学習状況調査において理科の調査を定期的実施する。

3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する。

社会において求められる人材が高度化・多様化する中、大学は、教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要があります。今般、産業界の取組により、就職活動時期の後ろ倒しの動きが出てきていますが、確実に定着することを期待します。大学は、学生が学業に専念できる期間を確保できたことも踏まえ、待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応える必要があります。

- 大学は、課題発見・探求能力・実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育方法の質的転換を図る。また、授業の事前準備や事後展開を含めた学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的教育の確立など全学的教学マネジメントの改善を図るとともに、厳格な成績評価を行う。国は、こうした取組を行う大学を重点的に支援し、積極的な情報公開を促す。企業、国は、学生の多彩な学修や経験も評価する。
- 大学において、学内だけに閉じた教育活動ではなく、キャリア教育や中長期のインターンシップ、フィールドワーク等の体験型授業の充実を通じて社会との接続を意識した教育を強化する。その際、学生が働く目的を考え自己成長を促す長期の有給インターンシップを産学の連携により進めていくことも考えられる。また、国は、行政機関における中長期インターンシップの受入れを率先垂範して行

うとともに、民間企業の就職・採用活動時期の後ろ倒しも踏まえ、国家公務員試験についても必要な措置をとるよう人事院に要請する。

- 大学・専門学校等が、地域の人材育成ニーズに応え、地域に貢献できるよう、地方公共団体や地域の産業界等との連携協力や、実践的な教育プログラムの提供などの取組を国が支援する。また、日本の伝統的な産業や優れた技術を伝承する職人等の養成に対する支援に取り組む。
- 初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編制の抜本的な見直し・強化を強力に推進する。また、学生の学校現場でのボランティア活動を推進するなど、大学と学校現場との連携を強化する。

4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する。

知識基盤社会にあっては、社会人になってからも学習への意欲を持ち続けることが重要です。また、学びによって多様な能力を伸ばし人生を豊かにするとともに、成長を支える高度な人材育成が可能となります。「大学＝18歳入学」という日本型モデルを打破し、大学・専門学校等において社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を強化することが必要です。

- 大学・専門学校等は、職業上必要とされるより高度な知識等の習得や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識等の習得など、産業界や地方公共団体のニーズに対応した高度な人材や中核的な人材の養成のためのオーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施する。国は、こうした取組や履修証明制度⁶の充実・活用を支援する。その際、女性の活躍に資するための学び直しも支援する。
- 大学・専門学校等は、産業界や社会人の学び直しニーズにマッチするよう、社会人教員の活用などによる先駆的な授業科目の開発、産業界との協働による実践的な職業教育プログラムの開発などの取組を進める。特に、国は、「理工系人材育成戦略」（仮称）に基づき、理工系分野の学び直しのための環境整備を支援する。
- 社会人が学びやすい環境を整備するため、大学・専門学校等は、短期プログラ

⁶ 大学において、社会人を対象とした体系的な知識等の習得を目指した教育プログラム（総時間数 120 時間以上）を修了した者に対して、学校教育法に基づき、履修証明書を交付することができる制度

ムの設定や通信による教育の充実、ICT等の活用を進める。企業は、サバティカル⁷や労働時間の弾力化等、社員の学び直しを後押しする環境づくりを行う。

- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数について、5年間で倍増（12万人→24万人）を目指し、奨学金の活用、雇用保険制度の見直しによる社会人への支援措置の実施、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成等の支援策を講じる。

5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する。

上記に述べた提言の実現は、各大学が学内で意思決定し、改革に踏み出すかどうかにかかっています。意欲ある学長がリーダーシップを発揮して果敢に改革を進められるよう、大学のガバナンス改革を進めるとともに、改革を進める大学には官民が財政面の支援をしっかりと行うことにより、経営基盤を強化する必要があります。

- 国は、国立大学の強みや特色、社会的役割等を明確化しつつ、国立大学全体の将来構想を取りまとめた上で改革工程を平成25年夏を目途に策定し、それを踏まえた取組を促進する。また、国立大学は、年俸制の本格導入や学外機関との混合給与の導入などの人事給与システムの見直し、国立大学運営費交付金の学内における戦略的・重点的配分、学内の資源配分の可視化に直ちに着手し、今後3年間で大胆かつ先駆的な改革を進める。これらの取組を踏まえ、国は、教育や研究活動等の成果に基づく新たな評価指標を確立し、第3期中期目標期間（平成28年度以降）は、国立大学運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。
- 国や大学は、各大学の経営上の特色を踏まえ、学長・大学本部の独自の予算の確保、学長を補佐する執行部・本部の役職員の強化など、学長が全学的なリーダーシップをとれる体制の整備を進める。学長の選考方法等の在り方も検討する。また、教授会の本来の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能の強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行う。
- 国は、国立大学運営費交付金・施設整備費補助金や私学助成、公立大学への財政措置など財政基盤の確立を図りつつ、基盤の経費について一層メリハリある配分を行う。その際、教育、研究、大学運営、社会活動等の幅広い観点からの教員評価や能力向上など、教員の力量を発揮させる改革を行う大学が評価されるような配分を検討する。また、全ての競争的資金について、全学的な共通インフラや

⁷ 一定期間勤務した従業員や高い成果を上げた従業員に対して事業主が認める研究や研修を目的とした長期休暇

教育・研究支援人材確保のための経費（間接経費）を設定し、直接経費を確保しつつ、間接経費比率を 30%措置するよう努めるとともに、その効果的な活用を図る。併せて、教育基盤強化に資する寄附の拡充や民間資金の自主的調達のため、税制面の検討を含めた環境整備を進める。

- 我が国の高等教育の大部分を担っている私立大学が、多彩で質の高い教育を展開するとともに、グローバルな視野を持つ地域人材の育成や、飛躍的に増大する社会人の学び直しに積極的に対応できるよう、国は、財政基盤の確立を図る。その際、建学の精神に基づく教育の質向上、地域の人づくりと発展を支える大学づくり、産業界や他大学と連携した教育研究の活性化等の全学的教育改革を更に重点支援する。また、大学設置基準等の明確化や大学設置審査の高度化、必要な経営指導・支援や改善見込みがない場合の対応など、大学教育の質を一層保証する総合的な仕組みを構築する。
- 国は、教育研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理のあり方など本年 4 月から施行された改正労働契約法をめぐる課題に関し、教育研究の継続性、若手研究者の人材育成、研究者の流動性の確保、研究支援人材の着実な確保等のための仕組みを検討する。
- 我が国にとって、大学力が国力を支えるものであることを踏まえ、大学の学長、都道府県知事、産業界の代表等から構成される内閣総理大臣主催の「大学将来構想サミット」（仮称）を定期的を開催し、社会総がかりで大学の機能強化に取り組む。

キャリア教育推進特命委員会 提言

(現状)

右肩上がりの時代を経験していない若者は、日本の将来に対して悲観的で、夢や希望を持ちづらい状況。

また、可能性を秘めた若者は多い一方、志をはぐくみ、実現する手段である知識・体験等が不足。若者の意欲を受け止める環境も不十分。わが国全体として人的資源を有効に活用しきれていない。

<参考データ>

- ・若年無業者（ニート）：約63万人（男性 40万人 女性 23万人） *1
- ・フリーター：約180万人 *1
- ・新規学卒就職者の3年以内離職率：
中卒 64.2% 高卒 35.7% 大卒 28.8% *2
- ・インターンシップの生徒・学生の参加率
高校普通科 17.7% *3 大学 1.8% *4
- ・インターンシップに単位を与える取組を行う大学の割合 67.7% *4
- ・大学入学者100人のうち、約半数が退学、非正規雇用、早期離職等を経験 *5

*1 総務省統計局「労働力調査」（平成24年） *2 厚生労働省職業安定局集計（平成21年3月卒業者）
*3 国立教育政策研究所「平成23年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」
*4 文部科学省「大学等におけるインターンシップ実施状況調査」（平成19年度）
*5 文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省職業安定局集計より京都産業大学松高准教授推計

(目指すもの)

早いうちから働く価値に気づき、自ら独立して生計を立て、ひいては日本を支える意欲あふれる若者を育てる！

若者が志の実現に向けてチャレンジできる環境を整え、若者の力を最大限に引き出す社会を構築！

(提言)

- **全国すべての小中高校で、最低3日間の職場体験等の体験活動を必ず実施！**
 - ・全国すべての小・中・高等学校において、最低3日間の職場体験（農業体験、ボランティア活動などを含む）を必修化
 - ・教育機関、地域企業、NPO等の力を結集し、わが国全体で学校の体験活動を推進する体制を強化
 - ・教員研修において、キャリア教育や多くの職業について学ぶ機会を充実
- **学生のインターンシップ参加率を大幅引き上げ！**
 - ・大学在学中に、少なくとも半数の学生がインターンシップに参加
 - ・小学校から大学まで、児童生徒や学生が主体的に自らの生き方・働き方を選択できるようなキャリア教育の充実
- **ドロップアウト予防策と、ドロップアウト初期段階への集中支援！**
 - ・ニート予備軍に対して、「待ち」でなく進んで働きかける「アウトリーチ」の強化
 - ・教育機関と地域若者サポートステーション（サポステ）の連携、中退者等に係る情報の共有を進め、就労に向け幅広い相談に応じられる体制の整備

1. 子供・若者の志と夢をはぐくみ、自分の人生を組み立てていく力をつけさせる キャリア教育の推進

- 全国すべての小・中・高等学校において、最低3日間の職場体験（農業体験、ボランティア活動などを含む）を必修化
- 大学在学中に少なくとも半数の学生がインターンシップに参加することを目指し、早期からの参加を促すとともに、企業におけるインターンシップ受け入れを拡大するための支援・環境整備を実施。また、より教育的効果の期待される比較的長期のインターンシップの参加率増加やインターンシップの単位化等による質的向上を促進
- インターンシップの普及を図るとともに、大学等のインターンシップに関する多様な担い手が課題やノウハウを共有し、プログラムの客観的評価やアドバイスを行う等、プログラムの質を確保・向上させるための取り組みを支援
- 学生を対象とした国会インターンシップを積極的に促進し、若者が国政の現場を体感する機会を提供するとともに、若者の意見を政治に反映していく場として活用
- 教育機関、企業、NPO等が参画し、職場体験・インターンシップ受け入れ先の開拓やマッチングを図り、キャリア教育から就職まで支援する体制を全国的に整備
- キャリア教育を担う人材の養成や研修等の取り組みを強化するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進し、外部人材との効果的な連携を図る

2. 企業のニーズを反映した実践的かつ即戦力を育てる職業教育の推進

- 大学・専修学校等において、先導的な産学連携体制を構築し、学生、社会人のキャリアアップや再チャレンジに資するモデル・カリキュラムの開発（企業オーダーメイド型）・導入等、実践的な職業教育に必要な支援を充実し、実社会の求める水準の知識や技能を身につけた人材を輩出
- 複線型の社会を目指し、若者に多様性・専門性のある選択肢を示すため、専門高校と大学・専修学校、企業等の連携によるカリキュラム開発等を通じた、後期中等教育から高等教育までの一貫した実践的職業教育の展開
- 先導的取り組みとして、専門学校教育の社会的評価の向上のため、質の高い実践的な職業教育を行う専門学校の認定制度を創設
- 大学在学中に少なくとも半数の学生がインターンシップに参加することを目指し、早期からの参加を促すとともに、企業におけるインターンシップ受け入れを拡大するための支援・環境整備を実施。また、より教育的効果の期待される比較的長期のインターンシップの参加率増加やインターンシップの単位化等による質的向上を促進【再掲】

3. 若者の力を最大限に引き出すための仕組みづくり、雇用のミスマッチの解消、 ニート等の就労支援

- 学業に専念できる環境づくり及び留学やボランティア活動等への参加促進のため、就職活動の時期を後ろ倒し
(平成27年度卒業・修了予定者の就職活動から、広報活動を3年生の3月以降、採用選考活動を4年生の8月以降に)
- 正社員希望者の初職での正社員率100%を目指して新規卒者等の就職支援を強化
- 教育機関と地域若者サポートステーション(サポステ)が連携し、中退者等に係る情報を共有するなど、ニート等予備軍に対して「待ち」でなく進んで働きかけるアウトリーチや保護者へのアプローチの強化、就労に向け幅広い相談に応じられる体制の整備
- 教育機関、企業、NPO等が参画し、職場体験・インターンシップ受け入れ先の開拓やマッチングを図り、キャリア教育から就職まで支援する体制を全国的に整備
【再掲】
- 地域企業、成長企業に適切な人材を就職させるため、大学・地域企業等の対話・協働や大企業による連携先地域企業の紹介等、地域企業等の魅力発信・マッチングの機会の確保や、地域の人材ニーズを踏まえた人材養成の推進
- 若者の起業への意欲・関心向上のため、起業家との協働による課題解決型授業・インターンシップやビジネスコンテスト等を通じた起業体験活動を促進
- 「キャリア教育推進法(仮称)」を制定し、わが国全体でキャリア教育・職業教育を推進する体制を整備し、必要な支援を実施

教育再生実行本部

平成の学制大改革部会
大学・入試の抜本改革部会
新入材確保法の制定部会

第二次提言

平成25年5月23日
自由民主党

○ はじめに

昨年10月、わが党の安倍総裁は、総裁就任直後から、経済再生と教育再生を日本再生の要として位置づけ、直属機関として「教育再生実行本部」を発足させました。その後、5つの分科会において議論を重ね、昨年11月、「中間取りまとめ」を公表しました。

政権奪還後の本年1月、第2期の教育再生実行本部において、「人造りは国造り」を基本とし、政権与党として責任を持って日本を建て直すため、①平成の学制大改革、②大学・入試の抜本改革、③新入材確保法の制定、④学力向上といった教育再生を実行するための主要な課題について検討を開始しました。

このうち、学力向上については、特に成長戦略に資する世界で活躍できる人材の育成が急務とされたことから、本年4月、他の課題に先駆け、英語教育、理数教育、ICT教育を中心とした「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」（以下「第一次提言」という）を取りまとめました。

第一次提言を公表した後、残された3つの課題について集中的に議論を行い、計15回に及ぶ活発な議論を経て、このたび、「第二次提言」を公表するに至りました。

この「第二次提言」は、「平成の学制大改革」部会、「大学・入試の抜本改革」部会、「新入材確保法の制定」部会での議論を中心に取りまとめたものです。

これらの提言を実行するにあたっては、私学の独自性を十分に尊重してまいります。

なお、教育再生実行本部においては、引き続き、教育再生の実行のための検討を進め、逐次、提言等を取りまとめる予定です。

これまでの3回にわたる提言内容をはじめとする教育再生のための取り組みを迅速かつ確実に実現していくため、特に、以下の点について政府に強く働きかけていきます。

1. 平成26年度予算において「教育再生特別枠」を創設！
2. 幼児教育の無償化について、平成26年度から実現！
3. 第2期教育振興基本計画の中で、将来的には財源を確保しOECD諸国並みの公財政教育支出を目指すことを明確に示す！

平成25年5月23日
自由民主党 教育再生実行本部
本部長 遠藤利明

「平成の学制大改革」部会

(主査：遠藤利明 副主査：松野博一、鈴木淳司、山本順三)

● 結果の平等主義から脱却し、社会状況や子どもの実態等に応じて、学校制度を多様化・複線化

1. 幼児教育の無償化の実現

- 幼児教育の無償化を実現。すべての3～5歳児に充実した幼児教育を提供

2. 6-3-3-4制の見直しと義務教育の充実

- 新たな学校体系への移行を目指し、戦後から続いている6-3-3制を弾力化。さらに、4-4-4、5-4-3などの新たな学校区分へ移行
 - ・ 義務教育9年の中でも多様な区切りを柔軟に設定できる小中一貫校（「義務教育学校（仮称）」）の制度を新たに創設
 - ・ 小中高一貫教育についての検討
 - ・ 義務教育の早期化について検討
- 達成度テストの導入、学び直しのための体制整備、飛び級・高校早期卒業の制度化、放課後・土曜日等を活用した多様な学習等により、個人の能力・適性に応じた学びの保証システムを実現
- これらの取組を推進するに当たり、先導的取組に対する財政支援を創設

3. 後期中等教育等の複線化

- 専門高校等を活用した5年一貫職業教育（目標200校）の検討
 - ・ 専門高校の高専化、専門高校と専門学校との連携接続など
- 普通高校と専門高校の適正比率の検証

「大学・入試の抜本改革」部会

(主査：山谷えり子 副主査：西川京子、萩生田光一、藺浦健太郎)

- 高校在学中に複数回挑戦できる達成度テストの創設、学力保証を前提とした多面的評価による入試への抜本改革
- 全ての学生にインターンシップ等の体験活動。職業教育の重視。「志」を育てる
- 大学等への支援強化、専修学校の認定制度と補助制度の創設

1. 大学入試の抜本改革

- 高校在学中に複数回挑戦できる達成度テストを創設
- 推薦入試・AO入試においては、達成度テスト等の活用による学力保証措置を徹底
- 国際バカロレア認定校の大幅増と大学入試への活用の促進
- 大学入試は、多面的評価へ抜本的に転換

2. 職業教育、体験活動で「志」を育てる

- 「キャリア教育・職業教育推進法（仮称）」の制定
- 9月入学・ギャップタームの促進、全ての学生のインターンシップ等の体験活動の参加に向けた環境整備
- 意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与えるために必要な留学経費の支援に向けた基金の創設
- 学士・修士の5年一貫教育など高等教育の柔構造化

3. 大学等への支援強化、専修学校の認定制度と補助制度の創設

- 私立大学等への公財政支援の充実（必要額：約1兆円）による、我が国の高等教育の質の向上、地域との連携の強化や実社会とのつながりを重視した大学等の機能の充実
- 産業構造変化に対応した学び直し機会の充実と必要な公財政支援の充実
- 質の高い実践的な職業教育を行う専修学校の認定制度の創設・支援と、家計が厳しい生徒・学生への経済的支援のための補助制度等の創設（必要額：約1千億円）
- 教授会の本来の使命である「審議機関」としての側面を明確化するための学校教育法等の見直し

「新入材確保法の制定」部会

(主査：熊谷大 副主査：馳浩、宮川典子、上野通子)

- 「教師インターン制度」の導入と教師奨学金返還免除制度の創設、社会人採用枠の創設（全採用者数の1割）
- 管理職登用の資格化とメリハリある処遇の実現
- 「チーム学校」の実現、外部人材30万人の学校サポーターの活用等により、教師が児童生徒への教育に専念できる体制の実現
 - ⇒ 『新たな人材確保のための法律』を制定
義務教育費国庫負担金は、国が全額（100%）負担

1. 教師の養成・採用の抜本改革

- 「教師インターン制度」を導入し、新任教師は担任を持たず、学校で実践的な指導力の修得に専念できる仕組みを定数措置を含め整備
- 教師になった者への奨学金返還免除制度の創設
- 「教師大学院」（教職大学院）を充実し、修了者の優先採用と採用試験免除
- 教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開
- 社会人採用枠を創設し、英語や理数、ICTなどに長けた者や青年海外協力隊などの多様な経験を有する社会人を全採用者数の1割に倍増

2. 管理職登用の資格化とメリハリある処遇

- 「教師大学院」での現職研修を充実し、学校マネジメントを重点的に学修したことを管理職の登用資格とする
- 校長等への管理職手当の改善、部活動手当の倍増
(管理職手当：リーダー的役割を果たす校長や困難校で頑張る校長は20%程度に増。)
(部活動手当：4,800円に倍増。)

3. 「チーム学校」の実現、外部人材30万人の活用

- 学校のチーム力を高めるための指導体制の充実（少人数教育、専科指導、特別支援教育やいじめ問題への対応等）
- 主幹教諭の全校配置。新たな外部人材30万人の学校サポーターとして活用。事務体制の整備・充実。これらの取組により教師が児童生徒への教育に専念できる体制の実現

「平成の学制大改革」に関する提言

1. 幼児教育の無償化の実現

- 幼児教育の無償化を実現。全ての3歳児から5歳児に充実した幼児教育を提供
- 生涯にわたる学びの基礎を培う幼児教育を充実

2. 6-3-3-4制の見直しと義務教育の充実

(1) 子どもの発達の早期化や、「中1ギャップ」等の課題を踏まえ、義務教育段階をはじめとした現行の学校体系の枠組を見直し

- 以下の観点から、現行の6-3-3の枠組を見直し。義務教育年限延長の可否についても併せ検討

◆ 新たな学校体系への移行を目指し、6-3-3の枠組を弾力化

- ・ 中高一貫教育に加え、義務教育9年の中でも多様な区切りを柔軟に設定できる小中一貫校（「義務教育学校（仮称）」）の制度を創設

※ 小中高一貫教育についての検討

※ 地域の実情に応じ、多様な区分を設定（小中一貫の9年を4-3-2、5-4等に区分、中高一貫と合わせ4-4-4等に区分など）

- ・ 小学校高学年における教科等（理科、外国語活動など）の指導について、教科担任制の取組を拡大

◆ さらに、4-4-4、5-4-3など新たな区分による学校体系へ移行

- ・ 諸外国の状況や、関係者・保護者等の意見などを検証しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園を活用した5歳児教育の義務化について検討

- ・ 併せて、義務教育の早期化について検討

※ 幼児教育無償化との関係、入学年齢を早期化した場合の教育内容等の課題を踏まえつつ、検討

- 新たな学校体系に向けた先導的取組を進める地域が、教育再生実行計画を策定。国は、計画実施に対し財政支援

(2) 個人の能力・適性に応じた学びの保証システムを構築

《各学校段階における学力の適切な評価》

- 全国学力・学習状況調査の実施や、都道府県・市区町村の調査の活用により、小・中学校における児童生徒の学力の達成度を評価する仕組みを構築

- 高校生として身に付けるべき学力の習得状況を把握する新たな達成度テストを導入。多様な学習成果の評価等を通じ、高校教育の質保証を推進

《優れた才能をもつ子ども、学習の遅れた子どものための多様な学習機会の整備》

- 個々の学習進度に応じた習熟度別指導を推進。中学・高校における学び直し（定着不十分な教科の繰り返し指導、補充指導等）を徹底
- 飛び級・高校早期卒業の制度化について検討
- 地域の支援による放課後・土曜・日曜教室の開設、サマーキャンプ、理数オリンピックへの参加等の機会の充実など学校外における多様な学びの機会を整備
- ICTによる一人一人の学習進度に応じたきめ細かな授業の展開、eラーニングによる先端の学習機会等へのアクセスなど、学びの場におけるICT活用を促進
- 世界のトップ大学に進学できるコミュニケーション能力・論理的思考力などを備える人材を育成する「スーパー・グローバル・ハイスクール」（仮称）を整備。先進的な理数教育（SSH等）を受ける生徒を倍増、特に優れた生徒のための「超SSH」を導入。高等教育を先取りして実施

3. 後期中等教育等の複線化（普通教育と専門教育、公立と私立）

（1）専門高校等における専門人材（マイスター）養成を推進

- 後期中等教育における職業教育（専門高校・総合高校・高等専修学校（専修学校高等課程））の抜本的拡充・支援
- 専門高校の高専化・専攻科の活用、専門高校と専門学校（専修学校専門課程）の連携接続等による中学校卒業後の5年一貫職業教育（全国200校の整備）について検討
- ジュニア・マイスターの称号付与など、専門高校等の魅力向上に向けた取組の促進

（2）普通高校と専門高校の適正比率の検証

「大学・入試の抜本改革」に関する提言

1 大学入試の抜本改革

＜主要施策＞

- 1 すべての高校生に最低限必要な学力をしっかりと身につけさせるとともに入試に活用するため、高校在学中に複数回挑戦できる達成度テストを創設
- 2 推薦入試・A0 入試においては、達成度テスト等の活用による学力保証措置を徹底
- 3 大学入試はすべて自前で作るものという発想から達成度テスト等による学力保証措置を前提とした多面的評価という発想へ抜本的に転換

- 高校段階での多様な学習の成果の評価や論文・面接等による時間をかけた丁寧な入試
- TOEFL 等の外部試験の大学入試への活用の推進
- 国際バカロレアに日本語を追加、5年間で認定校を大幅増（16校→200校）、大学入試への活用を促進

2 職業教育、体験活動で「志」を育てる

＜主要施策＞

- 1 「キャリア教育・職業教育推進法（仮称）」の制定による我が国全体でキャリア教育・職業教育を推進する体制の整備
- 2 全ての学生の、インターンシップや、ギャップタームを活用した体験活動（国とふるさと、環境を守る仕事—例えば、海外 NGO、農業・福祉体験、被災地支援、自衛隊・消防団体験等）の参加に向けた環境整備
- 3 意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与えるために必要な留学経費の支援に向けた基金の創設

- 9月入学・ギャップタームの促進
- インターンシップ受け入れ先の開拓やマッチングを図り、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を全国的に整備
- 教育的効果の期待される比較的長期のインターンシップの参加や、インターンシップや体験活動を組み入れた授業の促進
- 大学や学部を垣根を越えた学びを促進するために、大学間連携による学生交流や転学生を受入等に積極的に取り組む大学に対して教育環境整備を支援
- 3年での学部の早期卒業や社会人の長期履修、学士・修士の5年一貫教育など、高等教育の柔構造化

3 大学等への支援強化、専修学校の認定制度と補助制度の創設

<主要施策>

- 1 私立大学等への公財政支援の充実による、大学等の機能の充実
- 2 5年間で社会人受講者の倍増を目指し、産業構造変化に対応した学び直し機会と必要な公財政支援を充実
- 3 質の高い専門学校（専修学校専門課程）の認定制度の創設・支援。専修学校の生徒・学生への経済的支援のための補助制度等の創設
- 4 教授会の本来の使命である「審議機関」としての側面を明確化するための学校教育法等の見直し

- 私立大学等への公財政支援の充実による、我が国の高等教育の質の向上、地域との連携の強化や実社会とのつながりを重視した大学や短期大学等の機能の充実
 - ※ 私大経常費補助金の経常費に占める割合を1/2とするとともに、意欲的な取組を行う大学等を重点的に支援
 - 【必要額 約1兆円】
- 実践的な専門人材育成のための職業教育の制度的枠組の先導的取組として、質の高い実践的な職業教育に特化した教育を行う専門学校（専修学校専門課程）の認定制度の創設・支援
- 質の高い実践的な職業教育や人材のキャリアアップは日本の成長戦略に欠かせないことから、専修学校に通う家計が厳しい生徒・学生への経済的支援のための補助制度等を創設
 - 【必要額 約1千億円】
 - （参考）大学進学率約51%、専門学校進学率約22%
- 学長を支えるスタッフの抜本的強化、学長裁量経費の充実、間接経費を30%以上

「新入材確保法の制定」に関する提言

1. 教師の養成・採用の抜本改革

- | |
|---|
| 1 新任の教師を十分な指導・評価体制の下で育成し、厳格に教師としての適性を判断できるシステムの導入 |
| 2 適性ある優れた教師を確保するための奨学金の返還免除や採用選考の改革 |

- 大学・大学院卒業後、准免許を付与し、インターンを経て、採用側と本人が適性を判断し、インターン修了後、認定の上、本免許を付与して正式採用する「教師インターン制度」の導入を検討
その際、初任者研修を抜本的に見直し、公立小・中学校等において、新任教師は担任を持たず、1年間にわたり、主幹教諭・指導教諭等の指導の下で通常の教科指導だけではなく特別支援教育等の実践的な指導力を身に付けるとともに、他校種や民間企業の業務を体験する様々な研修に集中・専念できる仕組みを、定数措置を含め整備
- 教師になった者への奨学金返還免除制度の創設を検討
- 「教師大学院」（教職大学院）の充実方策について検討し、成績評価の厳格化も含め実行に移す。また、修了者については特別選考を実施するなど優先的に採用するとともに、採用試験や教師インターンを免除するなどの優遇措置を実施
- 一部の教育委員会において開設されている「教師塾」を全国展開し、採用前の教員養成段階においても教育委員会が一定の責任や役割を果たす体制を整備
- いじめなどに的確に対応できる実践的な教育の充実や、教師としての責任や使命、倫理などを大学の教員養成課程において学ぶことを徹底するなど、大学の教員養成課程を改革
- 教員免許状取得に当たり、大学の教員養成課程における単位の取得に加え国家試験を課すことや、採用に当たり、教師として適性や能力を十分に判断できる選考方法の充実方策を検討
- 社会人採用枠を創設し、英語や理数、ICTなどに長けた社会人や青年海外協力隊等ボランティア活動の経験者などの多様な経験を有する社会人を全採用者数の1割に増強を目指す

2. 管理職登用の資格化とメリハリある処遇

- | |
|--|
| 1 「教師大学院」における現職研修の充実によるマネジメント力に長けた管理職の養成 |
| 2 校長がリーダーシップを発揮し、学校が組織として力を発揮できる体制の構築 |
| 3 校長等管理職や頑張る教師に報いる処遇の実現 |

- 教育委員会との連携・協働により「教師大学院」に学校マネジメント（学校の組織的な対応や管理職としてのリーダーシップを発揮し、学校が地域と一体となって目標を達成していくプロセスなど）を重点的に学修する「管理職養成コース」を設置し、このコースを修了することを管理職への登用の要件とする（管理職登用の資格化）
- 特色ある学校づくりに向けた校長のリーダーシップを発揮するため、校長による教師の公募制の推進や学校提案を踏まえた予算編成の推進などの学校裁量予算の拡大
- 管理職としての適性がある教師は、早期に主幹教諭や管理職に登用するとともに、教科指導や生徒指導に優れた教師を指導教諭に登用し、各教師の専門性や適性を学校運営に生かす

- 校長などの管理職手当の大幅な増、部活動手当の倍増を目指し改善、教育委員会が求める社会貢献活動を行う者への処遇・評価、教師評価結果を昇給や勤勉手当等への確に反映（管理職手当：現状では校長は国基準で最高17.5%。メリハリをつけ、リーダー的役割を果たす校長や困難校で頑張る校長は20%程度に増。副校長、教頭もメリハリをつけ改善。）（部活動手当：2,400円から4,800円に倍増。）
- 優秀教職員表彰制度の促進や指導が不適切な教師への厳格な対応を徹底するとともに、教師評価等の公正な基準に基づく人事管理を推進
- 養成・採用・研修を通じて総合的に教師力向上を図るための中核的拠点の創設

3. 「チーム学校」の実現、外部人材30万人の活用

- 1 学校のチーム力を高め、教師が児童生徒の教育に専念できる体制の実現
- 2 義務教育について国が責任を果たす仕組みの強化

- 全ての学校への主幹教諭の設置等により、学校を鍋蓋型組織から重層的組織へ転換することで、副校長・教頭が管理職として職務を果たせるようにするとともに、校長を中心とした組織的な学校運営体制を構築し、組織力の向上を図る
- 少人数教育（少人数学級・少人数指導）を更に推進するとともに、専科指導（小学校英語、理科等）、特別支援教育、いじめ問題への対応など教育再生につながる学校のチーム力を高める指導体制を充実
- 免許状の有無にかかわらず豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材30万人を、新たに、英語等の外国語や理科等の教科、総合的学習の時間や道徳、部活動、放課後や土曜日における学習など学校教育活動の各方面にわたり学校サポーターとして活用。その際、外部人材と学校教育を橋渡しするコーディネート機能を充実
- コミュニティ・スクールの設置の加速化や学校支援地域本部等の取組の充実、両者の一体的な設置の促進等により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む体制をすべての公立小・中学校に構築
- 主幹教諭の全ての学校への配置や少人数教育の更なる推進、外部人材の活用とともに、教師と他の教職員との職務範囲の明確化や、事務体制の整備・充実、事務職員の資質能力向上のための環境整備等を通じて、学校のチーム力を高め、教師が児童生徒への教育に専念できる体制を実現
- 義務教育については国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金について、国が全額（100%）負担することを検討